

長寿医療制度の

一部が改正されています

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、新たな保険料負担や保険料の変更などにより、これまでより保険料が急が増えることがないよう、保険料の軽減策が行われています。また、新しい制度が円滑に施行されるように制度が見直され、さらに軽減が行われることになりました。みなさんのご理解と納付へのご協力をお願いします。

所得の低い人の軽減

所得の低い人は、保険料が次のように軽減されます。なお、軽減にあたってみなさんにあらかじめ手続きをしていただく必要はありません。

① **保険料の均等割額（被保険者全員が等しく負担する保険料）の軽減**

世帯の所得水準によって、保険料の均等割額が次のとおり軽減されます。従来7割軽減だった人は8・5割軽減に拡大されました（平成20年度）。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得額などが・・・

見直しが行われました

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯

保険料の均等割額を7割軽減 → 8.5割軽減

均等割額の7割軽減を受けている世帯のうち、平成20年8月まで保険料を年金から差し引きで納めている人は、10月以降は年金から保険料は徴収されず、平成20年度全体で8.5割軽減となるよう調整されます。また、納付書などで納めている人についても、同じように保険料が軽減されます。

「基礎控除額（33万円）」+「24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」を超えない世帯

保険料の均等割額を5割軽減

「基礎控除額（33万円）」+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

保険料の均等割額を2割軽減

見直しが行われました

② 保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減

保険料の所得割額を負担している人のうち、基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人は、平成20年度は所得割額が原則一律5割軽減されます。

◎問い合わせ先
役場保健衛生課・税務課
TEL (86) 1111

